

令和2年度 大豊町役場集落担当者名簿

集落名	集落担当者	集落名	集落担当者	集落名	集落担当者	集落名	集落担当者	集落名	集落担当者
杉	宮岡 秀学	谷	田中 知紗	奥大田	鎌倉 真紀	大久保	都築 朋枝	野々屋	永森 萌美
小川	宮岡佐知子	敷岩	小森 紳	西寺内	小笠原春美	筏木	岡崎 智樹	土居	平石 稔
津家	久保 竜太	穴内一1	山崎由利子	東寺内	兵頭 翔太	西峰三谷	下村 澄	久生野	笹岡 建作
	宮内 宏卓	穴内一2	秋山 武永		平石このか	岩原	下村 賢彦	大畑井	小松 久美
高須	鎌倉 仁	穴内二区	中西 広香	西土居	川村 文男		田岡 菜		安岡 佑
	小笠原沙紀	穴内三区	川村 佐恵	佐賀山	山本 奏	大平	都築 清	沖	小松 隆章
日浦	石川 裕之	磯谷	秋山英太郎	安野々	三谷 将也	大滝	都築 清	蔭	笹岡 幸子
大王上	原 精一		三浦 遼太	東梶ヶ内	浦川 尚樹	落合	川崎 誠	柚木	高樽 かよ
大王下	杉本 智昭	尾生	長谷川静香	西久保	森本 啓介		近藤 瀬文	戸手野	佐藤 顕
葛原	久保 竜太	和田	河野 由希	川戸	高岡 桜	川井	川崎 誠	本村	前田 典彦
	宮内 宏卓	目付	小笠原梨方	連火	上村 和恵	高原	三谷 裕一	峰	小笠原佳世
川口南	澤 一樹	上東	中澤 亘	下桃原	上村絵利加	中内	都築 清	馬瀬	岡崎 美佐
檜生	石川 裕之	中屋	都築 広行	上桃原	吉田美紀菜	三津子野	小松 倫	久寿軒	大石 雅夫
立川三谷	前田 恵美	黒石	石川 万記		森本 千織	怒田	小松 倫	北川二区	大石 雅夫
立川中央	杉本 晃代	東庵谷	長谷川拓史	東土居	藤原 裕太	南大王	市田 彩香	北川一区	奈良崎亜里
刈屋	坂本 百花	西庵谷	関口 穂積		西村 佳子	八畝	信高 愛		西口あゆみ
中和	永野 尊教	船戸	兵頭 翔太	八川	田岡 隼一		立野	三谷 裕一	枯谷
仁尾ヶ内	横山 美鈴	大田口	平石このか	永淵	北村 邦彦	三谷 由香			
川口	猪野 可奈	石堂	茂松 静子	柳野	山崎 明	栗生	小笠原 豊		
一の瀬	井上 真侑	西梶ヶ内	吉田 雄造	大砂子	下村 高史				

地域と職員がより一層密に連携できるように「職員の集落担当制」を行っています。
何かございましたら、お気軽にご自分の集落の担当職員にお声がけください。

複数集落による事業

- ◆ 道役などのソフト事業に係る経費
- ◆ 人件費、委託費、酒費は補助対象外
- ◆ 年度につき、上限額内で2回まで組み合わせてに参加可能

総事業費の95%以内/1集落 10万円

- ◆ 全町民が参加可能な町おこし・地域づくりなどに関連するソフト事業に係る経費
- ◆ 年度につき1回限り

総事業費の95%以内/1集落 30万円

- ◆ 他の補助制度の対象事業以外のハード事業（集落をまたぐ道の修繕など）
- ◆ 年度につき1回限り
- ◆ 申請時に2社以上の見積もりが必要

総事業費の95%以内/1集落 50万円

- ◆ 集落環境維持条例に基づいて行われる林業従事者への委託事業
- ◆ 年度につき1回限り
- ◆ 申請時必要なもの：見積もり・集落総会の議事録（事業実施を決めたもの）・委託業者の作業員全員分の「伐木等の業務に係る特別教育修了証」など・現場に作業員以外が立ち入らない旨の誓約書・地図

総事業費の95%以内/1集落 30万円

- ◆ ゆたかな森づくりを推進し、集落などが行う森林と親しむための事業で、山登りの際のお弁当など
- ◆ 複数集落でも単独集落でも可能
- ◆ 年度につき1回限り

総事業費の100%/1団体 5万円

※数字は補助上限額です。補助額が上限に達しない場合が○%の補助率になります。
※集落を対象とした補助以外にも、公民館、集活センター、任意団体を対象とした補助、個人を対象とした狩猟免許に関する補助、チェーンソー講習に関する補助などがあります。詳しくはお問い合わせを。

基本的事業の流れ

- ① 集落で困っていること、行いたいことを区長（集落代表者・複数集落なら代表区長）が町へ相談して申請を行います。
- ② 交付決定通知が届いたら、集落は事業を実施します。着手金が不足している場合は、町は補助決定額の最大8割まで先に交付できます。
- ③ 事業完了後、経費の領収書のコピー・写真を添えて実績報告書を提出します。
- ④ 町は実績報告書を検査し、問題がなければ補助金を交付します。

区長の皆さま

みんなで支える郷づくり事業で集落を元気にしませんか？

人口減少・高齢化によるコミュニティ機能の衰退に歯止めをかけ、地域で助け合い、守り、元気にすることを目的として、集落に対し予算枠内で補助を行っています。
多様なメニューがあります。集落で活用したいときは、まず左ページの集落担当者か下記へご相談ください。

問い合わせ先 プロジェクト推進室 兵頭

単一集落による事業

- ◆ 集落の維持や運営に関する経費で、ハード事業・ソフト事業を問わない
- ◆ 酒費、宗教に係る経費、他補助の自己負担分に充て込むなどは不可
- ◆ 補助上限額内で回数制限なし
- ◆ 申請・実績報告の必要なし

総事業費の100%/1集落
5万円+（集落世帯数×500円）

- ◆ 集落内で共同して取り組む生活道などの除雪作業に係る経費（燃料費、人件費、必要な器具の加工費など）
- ◆ 急な雪でも、作業が終わって必要経費が確定してから後申請が可能
- ◆ 補助上限額内で回数制限なし

総事業費の95%以内/1集落 10万円

- ◆ 地域活性化や産業振興、防災などのために実施する視察研修に係る経費で貸切バス代金、施設入館料、消耗品費など（宿泊費や飲食代は不可）
- ◆ 年度につき1回限り

総事業費の95%以内/1団体 30万円

- ◆ 集落共同のゴミ置き場の、新設・修繕・移設に係る経費
- ◆ 年度につき1回限り

総事業費の95%以内/1集落 10万円

- ◆ 他補助制度の対象事業以外のハード事業で 広く公益性の認められる施設、設備の整備や改修など
- ◆ 年度につき1回限り
- ◆ 申請時に2社以上の見積もりが必要

総事業費の95%以内/1集落 50万円

- ◆ 異常な天然現象（時間雨量20mm以上の降雨/最大24時間雨量80mm以上の降雨）により、集落内において、広く公益性が認められる施設や設備が受けた災害の復旧で特に緊急を要する場合のもの
- ◆ 他の災害復旧事業に該当しないもの
- ◆ 年度につき1回限り

総事業費の100%以内/1集落 100万円